

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公 印 省 略)

令和元年度院内感染対策講習会について

平素から、東京都の福祉保健行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から受講者の推薦依頼がありました。
つきましては、貴管内関係機関への周知について、よろしくお取り計らいの程、お
願いたします。

なお、都内各病院（20床以上）には、都から別途通知しておりますので申し添え
ます。

また、医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師の資格を有する者であれば、保健所
等の職員についても申込みは可能ですが、医療機関等を優先し厚生労働省への推薦を
行いますのでご了承ください。

記

1 提出期限

令和元年10月23日（水曜日）必着

2 担当及び申込先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8-1

福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当 北村

電 話 03-5320-4432

ファクシミリ 03-5388-1442

アドレス S0000296@section.metro.tokyo.jp

令和元年度院内感染対策講習会実施要領

1. 目的

近年、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められているところである。

院内感染対策については、個々の医療従事者ごとに対策を行うのではなく医療機関全体として取り組むことが重要であることから、全ての職員に対する組織的な対応方針の指示や教育等を行うことが重要である。

これらの状況を踏まえ、次に掲げる講習会を通じて最新の科学的知見に基づいた適切な知識を普及・啓発することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することを目的とする。

- ① 特定機能病院の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会
- ② 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の医療従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会
- ③ ②の受講対象となる医療機関と連携し、地域における各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

2. 対象

- (1) 「1. 目的」の①については、特定機能病院において院内感染対策を実施する医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は臨床検査技師であって、当該施設長の推薦する者。
- (2) 「1. 目的」の②については、院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院に勤務する医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師であって、院内感染対策について指導的立場を担う者として当該施設長の推薦する者。
- (3) 「1. 目的」の③については、地域の医療連携体制の構築が求められる病院、診療所又は助産所に勤務する者であって、当該施設長の推薦する者。

3. 受講者の推薦及び決定

都道府県及び厚生労働省医政局医療経営支援課（以下「都道府県等」という。医療経営支援課については、国立ハンセン病療養所に勤務する者の推薦のみ行う。）は、「2. 対象」で定める対象のうちから院内感染対策の推進に当たって効果の期待できる者を推薦者として選考し、厚生労働省医政局長に推薦するものとする。厚生労働省医政局長は、都道府県等から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知するものとする。

4. 研修事業実施者

厚生労働省の委託により、株式会社リベルタス・コンサルティングが実施するものとする。

5. 講習場所、講習期間及び講習定員

別紙①のとおりとする。

6. 講習内容

別紙②を標準とする。なお、詳細については別途連絡するものとする。

6. 受講経費

受講者からは受講料を徴収しないものとする。なお、受講者の受講地への旅費、滞在費及び宿泊費については受講者側の負担とする。

7. その他

受講するために必要な筆記用具等は、受講者が持参するものとする。

宿泊施設については、受講者において準備するものとする。

講習会テキストの送付方法等については、別途連絡するものとする。

受講証書は受講者のうち、全講習時間の4分の3以上出席し、受講前と受講後のテストを受けた者に対して発行するものとする。

〈講習場所、期間及び人員〉

①. 特定機能病院の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	対象都道府県
施設名	所在地				
TKP 田町カンファレンスセンター ホールB	東京都港区芝5-29-14	自 令和元年 12月17日 至 令和元年 12月18日	日 2	人 172	全都道府県

〈講習場所、期間及び人員〉

②. 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の医療従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	対象都道府県
施設名	所在地		日	人	
赤羽会館 講堂	東京都北区赤羽南1-13-1	自 令和2年 1月15日 至 令和2年 1月16日	2	420	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、石川県
TKPガーデンシティ 大阪リバーサイドホテル	大阪府大阪市都島区 中野町5-12-30	自 令和2年 1月15日 至 令和2年 1月16日	2	380	福井県、岐阜県、三重県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〈講習場所、期間及び人員〉

③. ②の受講対象となる医療機関と連携し、各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	対象都道府県
施設名	所在地		日	人	
札幌市男女共同参画センター ホール	札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内1階	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	220	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県
赤羽会館 講堂	東京都北区赤羽南1-13-1	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	560	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、 富山県、山梨県、 長野県、静岡県、 石川県
TKPガーデンシティ 大阪リバーサイドホテル	大阪府大阪市都島区 中野町5-12-30	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	400	福井県、岐阜県、 愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
長崎総合福祉センター5階 大会議室	長崎県長崎市茂里町3-24	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	320	山口県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県

講習内容

①. 特定機能病院の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会

1. 院内感染の基本（ICTも含む）
2. 院内感染の経路とその対策
3. 院内感染関連微生物とその検査法（国内外の最新の状況についても）
4. アウトブレイクとその対応
5. 院内感染対策における大規模医療機関の役割
6. 感染症サーベイランス
7. 院内感染における行政との連携
8. 院内感染関連法令
9. 総合討論

講習時間：600分程度

②. 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される
病院等の医療従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会

1. 院内感染の基本（ICT も含む）
2. 院内感染の経路とその対策
3. 院内感染関連微生物とその検査法
4. アウトブレイクとその対応
5. 院内感染対策の地域連携
6. 院内感染における行政との連携
7. 院内感染関連法令
8. 総合討論

講習時間：600 分程度

③. ②の受講対象となる医療機関と連携し、地域における各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

1. 院内感染の基本（ICT も含む）
2. 院内感染の経路とその対策
3. 院内感染関連微生物とその検査法
4. アウトブレイクとその対応
5. 療養病床・慢性期医療における感染制御
6. 院内感染における行政との連携
7. 院内感染関連法令
8. 総合討論

講習時間：600分程度